

文京区家計支援臨時給付金 (住民税非課税世帯等分) 申請書 (請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)文京区  
受付印

文京区長 殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、チェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

## 1 申請・請求者 (世帯主)

氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦・大正・昭和・平成・令和	〒
	年 月 日	電話 ( )

## 2 申請者が属する世帯の状況 ※ 令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

● 令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税 (非課税) 証明書を添付してください。(該当者全員) ※ 住民税課税 (非課税) 証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	令和5年度 住民税所得割 課税状況
1	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2	フリガナ		西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3	フリガナ		西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4	フリガナ		西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5	フリガナ		西暦・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

 6人目以降の世帯員については2枚目を使用しています。

## 3 振込口座 (原則、1の申請・請求者名義の口座) ※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「申請・請求者」名義に限ります。 ※ 通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	<input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 [6桁目がある場合は、 ※欄にご記入ください。]	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※ 通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

※ 金融機関で口座が作れない等どうしても口座による受取ができない方は、文京区家計支援臨時給付金コールセンター(0120-367-531)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(✓)してください。**

**以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**

- ① 家計支援臨時給付金の支給要件(※)に該当します。  
※ 家計支援臨時給付金(住民税非課税世帯等分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。  
ア 令和5年6月1日時点の世帯全員が、令和5年度住民税均等割のみ課税又は非課税である。  
イ 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得がある者を含まない。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用の届出によって令和5年度分の市町村民税所得割が課されていない者を含まない。
- ② 家計支援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、文京区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、文京区において支給決定をした後は、請求書として取り扱います。
- ⑤ 文京区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、文京区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、家計支援臨時給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 家計支援臨時給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や家計支援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、家計支援臨時給付金を返還します。

**提出書類**

①～③は全ての方、④は該当する方のみご提出ください。

- ① **文京区家計支援臨時給付金(住民税非課税世帯等分)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)**  
※ 必要事項をご記入ください。
- ② 『**申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)**』  
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご提出ください。
- ③ 『**受取口座を確認できる書類の写し(コピー)**』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご提出ください。
- ④ **令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税(非課税)証明書』の写し(コピー)**  
※ 令和5年1月1日時点の住所(現住所と異なる場合に記載)欄に住所をご記入の方全員分をご提出ください。

以下の欄に申請書記入日と氏名を自署してください。

本申請の内容に相違ありません。

令和      年      月      日      申請者氏名

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)